

4月1日から

「行政区制度」が始まります!

町では合併後、旧馬頭町の「自治会」と旧小川町の「区」制の組織の統一に向けて調整してまいりましたがこのほど、地域自治組織が統一され、4月1日から新しい「行政区制度」が始まります。

今後は、行政区を中心に、地域住民との交流を深めながら、明るく住み良いまちづくりのため、さまざまな活動を行っていきます。

新行政区の名称及び区域一覧

番号	名 称	区 域
1	新 町 行 政 区	馬頭のうち新町
2	室 町 行 政 区	馬頭のうち室町
3	南 町 行 政 区	馬頭のうち南町
4	田町第1行政区	馬頭のうち田町第1
5	田町第2行政区	馬頭のうち田町第2
6	田町第3行政区	馬頭のうち田町第3
7	田町第4行政区	馬頭のうち田町第4
8	片 根 行 政 区	馬頭のうち平館、斑、大宝地、前山、栃平、富士山
9	健 武 行 政 区	健武
10	矢 又 行 政 区	矢又
11	和 見 行 政 区	和見
12	小 口 行 政 区	小口
13	北 向 田 行 政 区	北向田
14	久 那 瀬 行 政 区	久那瀬
15	松 野 行 政 区	松野
16	富 山 行 政 区	富山
17	谷 川 行 政 区	谷川
18	盛 泉 行 政 区	盛泉
19	大 内 行 政 区	大内
20	大 那 地 行 政 区	大那地
21	大山田下郷行政区	大山田下郷
22	大山田上郷行政区	大山田上郷
23	小 砂 行 政 区	小砂
24	小川第1行政区	上川原、上川原1区、新中の原、上中の原、上西の原、梅曾、関場
25	小川第2行政区	上町、大和町、緑町
26	小川第3行政区	栄町1区、栄町2区、栄町3区
27	小川第4行政区	本町、舟戸、舟戸町営住宅
28	小川第5行政区	仲町、旭町
29	小川第6行政区	吉田、谷田
30	小川第7行政区	白久
31	小川第8行政区	上片平、下片平、高岡
32	小川第9行政区	東戸田、神田町、三輪1区、三輪2区、三輪3区
33	小川第10行政区	萱場、後沢、小梨、後久保
34	小川第11行政区	山崎、下西の原、恩田
35	小川第12行政区	下薬利、中薬利、上薬利、薬利境、薬利町営住宅
36	小川第13行政区	下芳井、上芳井
37	小川第14行政区	下坪、新屋敷、向梅坪、柳林



○名称及び区域

左図参照

○組織連絡体系

行政区に次の職を置き、連絡体制を組織し、各家庭に伝達します。

- ・行政区長 1名
- ・班長 集落、区域ごとに班長を置きます。

○行政区長の役割

- ・担当行政区に係る町の各種連絡事務の処理に関する事
- ・担当行政区に係る調査及び報告に関する事
- ・担当行政区に係る地域福祉の向上に関する事

○班長の役割

班長は行政区長を補佐し、行政区長から委嘱された事務を処理します。

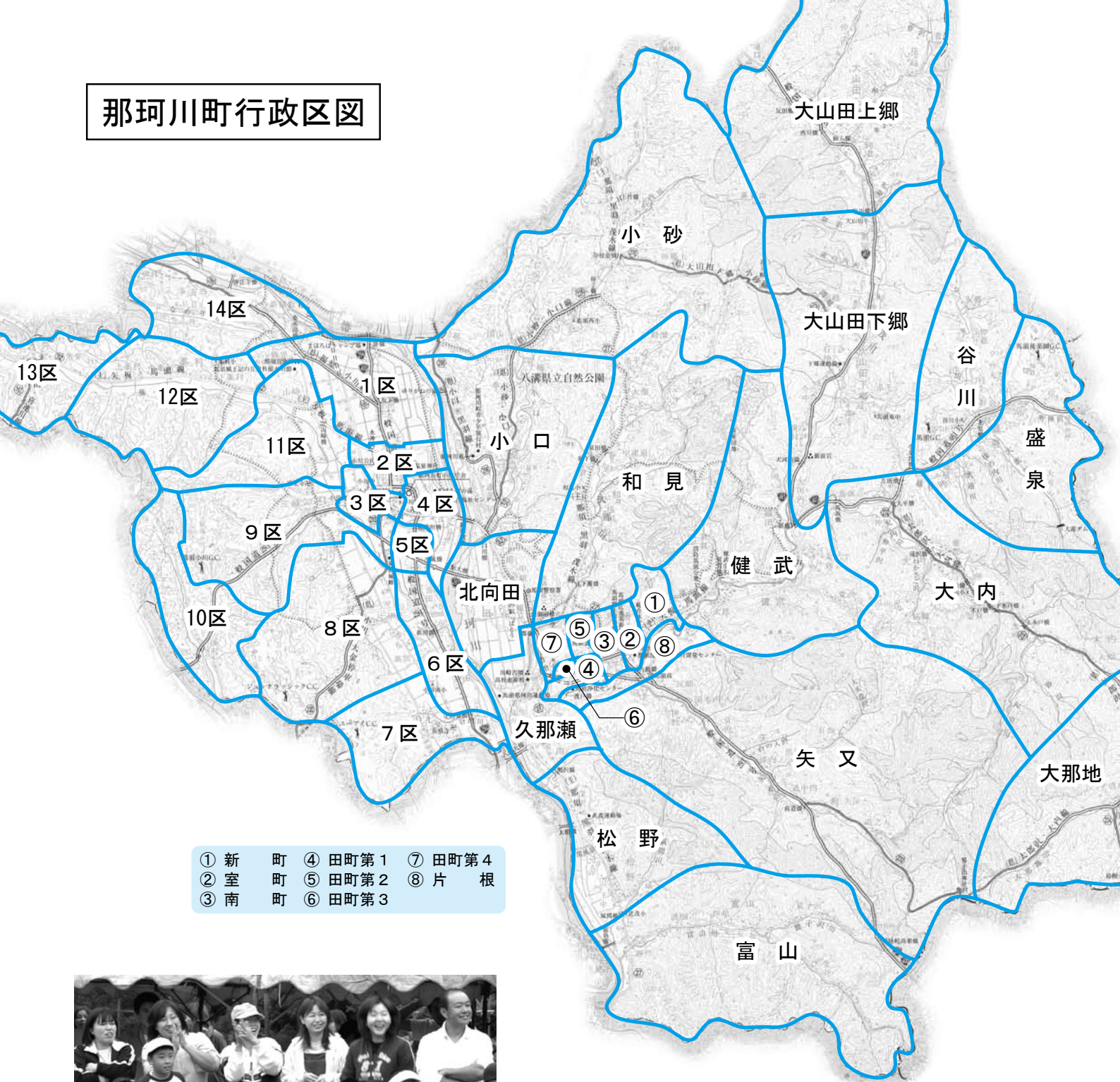
○広報物の配付方法

広報配付は今まで同様、毎月10日に行政区長を通じて配付します。(休日の場合は、翌平日になります)

なお、今まで行ってきた郵送による配付は原則廃止となります。希望される方は本庁、支所、山村開発センター、総合福祉センター等の公共施設の窓口にありますので、ご自由にご利用ください。

また、高齢者世帯等で公共施設まで取りに行くことが困難な世帯については、送料を納付することにより、郵送することも可能です。詳しくは企画財政課へお問い合わせください。

那珂川町行政区図



- ① 新町 ④ 田町第1 ⑦ 田町第4
- ② 室町 ⑤ 田町第2 ⑧ 片根
- ③ 南町 ⑥ 田町第3



第35回町民体育祭(馬頭)より

○自治組織支援のための補助金
 運営補助については均等割、世帯数割により、1行政区あたり平均4万円程度の支援をします。
 また、まちづくり補助金として、モデルとなる行政区、地域団体等に実績に応じて補助する方針です。
 ○行政区長、班長の報酬
 行政区長、班長の業務に応じて報酬を支払います。